

新環境社会配慮ガイドラインの検討に係る論点整理（案）

2008年4月15日
有識者委員会事務局

論点整理は、新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に際し、主要な論点について、規定の必要性と記載ぶりの方向性を議論するためのもの。内容的には①JBIC の実施状況調査・JICA の運用実態確認報告から導き出される課題、②JICA 及び JBIC の現行ガイドラインの相違点への対応、新組織の業務を踏まえた対応、③他ドナーの動向を含む、環境社会配慮に係る近年の国際的潮流、等を踏まえた論点を整理した。

項目は以下の順に掲載した。

ガイドライン全般、新 JICA の役割に関するもの

カテゴリ分類、環境レビュー、モニタリングに関するもの

戦略的環境アセスメント、代替案、情報公開、ステークホルダー協議等に関するもの

配慮項目に関するもの

審査諮問機関、意思決定、異議申立、その他に関するもの

なお、表中（共通）とあるのはJICA、JBICに共通する論点、（JICA）とあるのは主に現JICAガイドラインに関する論点、（JBIC）とあるのは主に現JBICガイドラインに関する論点である。また、（NGO）として記載した事項は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けたNGO提言書」からの引用（「新機関」を「新JICA」に修正）である。委員名があるのは各委員からの、（一般）は一般参加者からの、（JJ）はJICA・JBICの意見、問題意識をそれぞれ示している。

項目・現行ガイドライン条文	論点、留意事項
1. 全体構成	<p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（JJ）JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。 <p>（JICA）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（JJ）手続きの要求が散在して記載されているのは分かりにくい面がある。

<p>2. 環境社会配慮ガイドラインの適用対象</p> <p>「JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。」(JICA 1.7)</p> <p>「JBIC は、本行が行う全ての投融資（以下「融資等」）の対象となるプロジェクトについての環境社会配慮を通じ、(中略)本ガイドラインを定め、公表する」(JBIC 前書き)</p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (堀田委員) 現在は複数機関が異なるフェーズにおいて同一事業に関与する際の連携が必ずしも明示的でない。例えば JICA 開発調査で行った環境社会配慮に関する提言をその後誰がチェックするのかといった課題が見られる。JJ 統合（新 JICA）で開発調査の提言を有償資金協力の条件とするなど、プロジェクトサイクル全体を見通した実効性のある環境社会配慮が可能になる。 ・ (JJ) 新 JICA の業務に対応するため、ガイドラインの適用対象について整理が必要。 ・ (JJ) 整理に当たっては、新 JICA は資金協力、技術協力共に、案件形成から審査、実施段階まで一貫して関与することに留意し、重複のない、効果的・効率的な環境社会配慮確認ができるようなシステムとすることが必要。また、スキームごとの特殊性は考慮しつつも、できるだけ共通的な手続きをとることを考える。 ・ (JJ) 有償資金協力については、相手国政府等や我が国産業界からの迅速化の要望についても勘案する必要がある。 ・ 案件形成から資金協力までを実施している世界銀行、ADB 等の環境社会配慮政策（セーフガード政策）では、資金協力の事前調査については政策の適用対象外。
<p>3. 環境社会配慮の「確認」と「支援」</p> <p>「本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする」(JICA 1.2)</p> <p>「本ガイドラインは、本行が行う環境社会配慮確認の手続き（融資決定前、融資決定後を含む）、判断に当たっての基準、及び融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すこ</p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現行ガイドラインでは、JICA は環境社会配慮の「支援・確認」を行うとしているのに対し、JBIC は環境社会配慮の「確認」を行うことになっている。 ・ (JJ) 資金協力については、プロジェクト実施主体は相手国政府等であることから、新 JICA はガイドラインでいう「確認」のみを行うことが考えられる。 ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインでは[プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府である]としているが、同時に[プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する]、[相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。]としている。「相手国と共同して」と記載すると、環境社会配慮調査は JICA 調査団の実施事項と相手国に理解される場合があるなど、相手国の責任意識を弱める場合がある。

<p>とにより、(中略)。これにより本行は、本行が行う環境社会配慮確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティの確保に努める」(JBIC 第1部2.)</p>	
<p>4. カテゴリ分類</p> <p>「カテゴリA：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。」(JICA 2.5.2)</p>	<p>① カテゴリAの定義 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ)「相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される」という点については、事業に関する事前情報を提出しIEEまたはEIAの実施が必要か否かを判断する国や、初期環境調査報告を提出しさらに調査が必要かを判断する国、または環境影響評価の報告内容が具体的に示されていない国があること等から、相手国の環境影響評価制度における扱いをカテゴリ分類の定義として用いることは必ずしも適切ではないと考えられる。
<p>「調査・設計等に対する円借款案件であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリCに属するものを除きカテゴリBとする」(JBIC 第1部4.(2))</p>	<p>②エンジニアリング・サービス(E/S)借款 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ)E/S借款は、詳細設計等を実施するための借款であり、直接の環境・社会影響を伴わないことから、現行JBICガイドラインではカテゴリB(またはC)として扱っている。しかし、一部のE/S借款では、並行して準備工事や非自発的住民移転が行われるものがある。 ・ (JJ)本体がカテゴリAの事業であっても、E/S借款の段階ではEIA報告書のレビュー等を必ずしも実施しないが、準備工事等がE/S借款と並行して実施されることに問題はないか? ・ (清水委員)E/S借款であっても、事業の規模・特性に鑑み分類されるべき。 ・ 世界銀行では、事業の規模・特性に鑑みた分類を行っているが、ADBでは、E/S借款は一律カテゴリCに分類される。
<p>「次のいずれかに属するプロジェクトは原則として、</p>	<p>③ノンプロジェクト借款</p>

<p>カテゴリ C に分類される。— 通常特段の環境影響が 予見されないセクター及びプロジェクト（例：人材開 発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス、追加 設備投資を伴わない権益取得）」（JBIC 第 1 部 4. (2)）</p>	<p>（JBIC）</p> <ul style="list-style-type: none"> （清水委員）政策借款について一律カテゴリ C に分類し環境レビューを省略するのではなく、世界銀行の政策などを参照する等の対策をとることが望ましい。 （JJ）政策借款について、政策レベルのアセスメントとしては SEA があるが、義務付けは時期尚早と認識。 世界銀行では、開発政策借款（DPL）、貧困削減戦略借款（PRSC）については、OP4.01（環境アセスメント）の対象とはせず、OP8.60（開発政策借款）を適用し、環境に重大な影響がありえるかを判断している。ADB では、通常のセーフガード政策を適用し、EIA/IEE は不要としつつも、定性的な影響評価を求めている。
<p>（JICA 別紙 2） （JBIC 第 2 部 3.）</p>	<p>④影響を及ぼしやすいセクターの例示 （共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> （JJ）双方のガイドラインが例示しているセクターは別添 1 のように異なっている。また、JICA、JBIC ガイドラインでは、必ずしもカテゴリ A にならないセクターも含まれている。
<p>5. 環境レビュー 「カテゴリ A プロジェクトについては、借入人等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書が提出されなければならない」（JBIC 第 1 部 4. (3)）</p>	<p>① カテゴリ A 事業における EIA の義務化 （JBIC）</p> <ul style="list-style-type: none"> （JJ）現行 JBIC ガイドラインでは、非自発的住民移転だけを理由にカテゴリ A となる事業についても、EIA の実施、EIA 報告書の提出を義務付けている。しかしながら、多くの国では非自発的住民移転に係る検討は EIA の対象項目に含まれず、EIA の実施・確認により配慮を確保することにはならない。 世界銀行や ADB では、このような事業については、EIA の実施を義務付けていない。

<p>「JBICは、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する」(JBIC 第1部4.(3))</p>	<p>② カテゴリ FI 事業の環境レビュー (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現在問題が生じている訳ではないものの、現行 JBIC ガイドラインの書き振りでは、具体的な確認内容が必ずしも明確でない。 ・ 世界銀行や ADB 等の国際機関もカテゴリ FI を設けており、環境レビューの内容が具体的に記載されている。
<p>「JICAは、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。」(JICA 2.6.3)</p> <p>「JBICは、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）、借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する。」 (JBIC第1部3(4))</p>	<p>③国際的な基準やグッドプラクティスの参照 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (一般)グッドプラクティスをベンチマークとする、という原則をサポート。 ・ (一般) 相手国の環境社会配慮のあり方が十分であるかどうかを新JICAが定める手法を明確にすることを提案。(独立した外部のエキスパートによる配慮確認、日本の法律が優っている場合には基準は日本のものを使う、独立した外部のエキスパートによるモニタリング、環境社会配慮に関する相手国のキャパシティの強化) ・ (JJ) 現在も、国際基準、グッドプラクティス等を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて相手国政府等に働きかけを行っている。 ・ (JJ) また、JBICの環境レビュー、モニタリング(監理)では、必要に応じ、日本でのEIA実施の経験がある等の外部専門家を活用している。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (一般) プロジェクト実施主体の社会配慮基準に関する態度を確認すべき。

<p>6. モニタリング</p> <p>「環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。」(JICA 1.5.4)</p> <p>「JBIC は、環境社会配慮確認のために以下を実施する。(中略) 融資等の意思決定後のモニタリング及びフォローアップ(以下フォローアップも含め単に「モニタリング」)(JBIC 第1部3.(2))</p> <p>「JBIC は、(中略)プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う」(JBIC 第1部4.(4))</p>	<p>① モニタリングに係る用語の整理 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現在問題が生じている訳ではないものの、「モニタリング」は、相手国政府等が実施するものと JICA・JBIC が行うもので同じ用語を用いているため、誤解を招きやすい。 ・ 世界銀行では、相手国政府等が実施する「モニタリング」と世界銀行が実施する「監理(supervision)」とが明確に区別されている。(ADB 等、他の国際機関では区別していない。) <hr/> <p>②カテゴリ A 事業を中心としたモニタリング(監理)の強化 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) モニタリング(JBICによる監理)については既に現行 JBIC ガイドラインに明記されているが、必要な確認・対応がなされていない場合もある可能性がある。 ・ 住民移転等に係る実施段階での環境社会配慮確認(監理)の重要性については、ADB 等の国際機関においても認識が高まっている。
<p>7. 戦略的環境アセスメント(SEA)の取り扱い</p> <p>「JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する」(JICA 1.4 重要事項2) (JBIC 規定なし)</p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインでは、左記の規定があるのに対し、現行 JBIC ガイドラインには規定がない。 ・ <u>(一般) できる限りSEA手続きを遵守することを提案。</u> ・ SEA については、2006 年に DAC(開発援助委員会)でグッド・プラクティス・ガイダンスが、2007 年に我が国で導入ガイドラインが、それぞれ作成されている。 ・ 世界銀行等では一部の事業で SEA が実施されているが(通常世銀による資金負担)、SEA の実施を義務付けている国際機関、二国間機関は存在しない。

<p>8. フォローアップ</p> <p>「協力事業の終了後、フォローアップを行う。」(JICA 1.5.5)</p>	<p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインのフォローアップについては新 JICA においては状況の変化がある。また、日本の無償資金協力、有償資金協力の場合を除き、相手国の事業化の状況を把握することは必ずしも容易ではない。
<p>9. 代替案検討</p> <p>「プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない」 (JBIC 第 2 部 1.)</p> <p>「プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない」 (JBIC 第 2 部 1.)</p>	<p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) カテゴリ B 案件において、JBIC ガイドラインの環境レビューの際に代替案の検討確認を実施したか確認できない案件が散見された。 ・ (清水委員) <u>一概に全てのカテゴリB案件について代替案の検討を実施するべきとは言い難いが、少なくとも代替案の検討が実施されたか否かについて後日確認が可能な審査の方法を構築すべき。</u>
<p>10. 情報公開</p> <p>「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第 1 部 5(2))</p>	<p>①主要な文書の公開</p> <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 新 JICA は、環境社会配慮に関する主要な文書(環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報を含む)を入手後速やかに公開すべき。公開対象は、当該国で承認されたものに限られず、その翻訳版も含む。 ・ (JJ) 環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任であり、新 JICA はそれを確認する立場。従って、環境社会配慮の一環としての情報公開は、相手国政府等が当該国法

	<p>令等に則して行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現状では、JBIC としての説明責任を果たすとの観点から、左記のガイドライン規定に基づき、環境アセスメント (EIA) 報告書の入手状況をウェブサイトに掲載の上、同報告書 (言語は当該国で承認を受けたもの) を公開している。 ・ (JJ) 住民移転計画や先住民族への配慮に関する計画等は、EIA 報告書に比べ法制度上義務付けられていない途上国が少なくないことに留意。 ・ (JJ) EIA 報告書の翻訳版の公開に当たっては、翻訳の妥当性・適切性については新 JICA として責任を負うことは困難。 ・ 世界銀行、ADB では、EIA 報告書 (ADB はサマリー版のみ)、住民移転計画、先住民族 (開発) 計画をそれぞれ英語で自ら公開。EBRD の新政策案では、EIA 報告書の公開のみを規定している。 ・ 二国間機関である KfW や AFD には公開の規定はない。
<p>「環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい。・ (別表) 環境アセスメント報告書には以下の項目が含まれるべきである。 (中略) 協議会の記録」(JBIC 第 2 部 2.)</p>	<p>② ステークホルダーとの協議結果の公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーから主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付され、公開されるべき。 ・ (JJ) JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議については、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認し、協議の適切な実施が確認できない場合には、追加協議の開催等を働きかけている。協議に際し情報の公開を行うこと、協議結果を必要に応じ公開することは相手国政府等の責任。 ・ 世界銀行では、EIA 報告書が含むべきものとして被影響住民との協議記録を挙げている。ADB は、住民協議の過程を EIA 報告書に含めるべき、としているが、協議記録については言及していない。

<p>「JBIC は、融資契約締結後、カテゴリA、B及びFIプロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」 (JBIC 第1部5(2))</p>	<p>③契約締結後の情報公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 新JICA は、融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべき。また、環境レビュー結果に、(a) 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(b) ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対するJBIC の評価、を記載すべき。 ・ (JJ) 現在、JBIC では、効果的かつ効率的に円借款事業を実施するとともに十分な説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを目的として、平成13年4月1日以降に審査(アプレイザル)が実施される全ての円借款事業を対象として事前評価を実施し、借款契約締結後に速やかに「事業事前評価表」の一部として環境審査結果を公表している。 ・ 世界銀行では Project Appraisal Document を、ADB は Report and Recommendation of the President (RRP) の一部として環境審査結果を公表している。 ・ 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。
<p>「プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、本行は原則として、カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。」(JBIC第1部4(4)) 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」 (JBIC 第2部1.)</p>	<p>④モニタリング報告書の公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) カテゴリA のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また新JICAが自ら行うモニタリング結果を公開すべき。 ・ (JJ) モニタリングの主体はプロジェクト実施主体である相手国政府等であり、新JICAはプロジェクトを監理する立場。モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう促すことが適当。 ・ 国際機関、二国間機関のなかで、ドナーによるモニタリング報告書の公開を規定しているのはADBのみ。世銀は自由・率直な情報交換が妨げられるおそれ、検討過程の秘匿性を守る必要性を理由に、公開していない。

<p>「JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所において閲覧に供する。」(JICA 2.1.8)</p> <p><u>「これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するため、JBICは、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。」(JBIC第1部5(1))</u></p> <p><u>「カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をJBICウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC第1部5(2))</u></p> <p>「環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される」(JBIC第2部2.)</p>	<p>⑤公開方法</p> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現在 JICA では、入札関係の情報を含むため一部の調査報告書を作成後速やかに公開していない場合がある。 <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載すると同時に、本部及び事業実施国における新 JICA の現地事務所（現地事務所が存在しない場合は、事業実施国を担当する在外公館）において、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開すべきである。また、当該事業により影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきである。 ・ (JJ) 新 JICA にて公開対象となる環境社会配慮に関する主要な文書は、プロジェクトが実施されている国でも公開、コピーの取得を原則として要求しており、地域住民や現地 NGO は入手可能な状況にあると思われる。 ・ (JJ) 文書の写しを交付・送付するには費用がかかることから、一律無償で行うことが適当か？（情報公開請求制度でも実費の請求は行っている。） ・ (JJ) 現在 JBIC では本店の広報センターで公開を行っているが、アクセスの改善を図る必要があるか。 ・ 世界銀行では、レポートを情報センターで公開すると共に、ウェブサイトにも掲載。ADB では、サマリー版のウェブサイト掲載のみを行っている。
<p>(現行規定なし)</p>	<p>⑥有償資金協力促進調査の情報公開</p> <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 新JICAは、現在JBICが海外経済協力業務の一環として行っている有償資金協力促進調査

	<p>(SAF)、ないしこれに代わる協力準備調査等の報告書を公開すべき。カテゴリA・Bのプロジェクトに関するSAFについては、インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートも公開し、ステークホルダーとの協議を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現状、JBICでは、SAFの報告書には公開しないことを前提に相手国政府から入手した情報や円借款事業の調達に関する機微に触れる情報等が含まれるため、公開していない。統合後作成される報告書については取扱いを検討する。
<p>「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」 (JBIC 第2部1.)</p>	<p>⑦モニタリング報告書の(相手国政府等による)公開 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) プロジェクトの環境社会モニタリングの結果は公開されていなければならない。 ・ (JJ) モニタリングの主体は事業実施主体である相手国政府等であり、新JICAはプロジェクトを監理する立場。モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう引き続き促す。
<p>「JICAは、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。」(JICA 2.1.3)</p>	<p>⑧初期段階での情報公開に関する枠組み合意 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 事前調査等協力事業の初期段階においてガイドライン記載事項以上の具体的な枠組みに合意することは現実的でない面がある。
<p>11. ステークホルダーとの協議</p>	
<p>「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」 「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、(中略)社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がな</p>	<p>①ステークホルダー分析 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえたものでなければならない。 ・ (JJ) JBICの環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議の実施の確認に当

<p>されていないなければならない」(JBIC 第 2 部 1.)</p>	<p>たつては、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認している。また、確認においては、相手国政府等から提供される情報のみならず、その他のステークホルダーから提供される情報も活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界銀行、ADB 等の国際機関は、ステークホルダー分析については明示していない。 二国間援助機関である KfW や AFD にも関連する規定はない。
<p>「JBIC は、借入人等から提供される情報のみならず、相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う」(JBIC 第 1 部 5(1))</p> <p>「JBIC は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」(JBIC 第 1 部 5(1))</p> <p>「第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、JBIC は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」(JBIC 第 1 部 4. (4))</p>	<p>②ステークホルダーからの意見への対応 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> (NGO) 新JICAは、プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する新JICAの評価について回答するなど、適切な対応を取るべき。<u>(新JICA自身による当該ステークホルダーへの説明責任を適切に果たすべき。)</u> (JJ) JBICの環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議の実施の確認に当たっては、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、協議が適切に行われたか否かも確認している。また、確認においては、相手国政府等から提供される情報のみならず、その他のステークホルダーから提供される情報も活用している。事業実施前、実施中を問わず、外部の方々から具体的な指摘や懸念の表明をいただいた場合は、相手国政府・実施機関に直ちに伝達すると共に、適切な対応を促している。<u>併せて、意見等をいただいた外部の方々に対しても必要な回答を行っている</u>と理解している。
<p>「JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピ</p>	<p>② 地域住民等との協議 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> (JJ) 協議回数に関して、ステークホルダー協議は必ずしもスコーピング時、概要検討時及び最終報告書案が作成された段階の全てで行う必要はないと思われる。特に概要検討時の説明事項は

<p>ング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。」(JICA 2.2.4)</p> <p>「地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない」(JBIC 第2部2.)</p> <p>「地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい」(JBIC 第2部2.)</p>	<p>調査の途中経過になってしまうため、住民の関心を満たせない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) ステークホルダー協議の方法について、会議形式以外の手法の方が適切な場合もある。 ・ (JJ) 計画の初期段階から情報公開を含むステークホルダー協議を実施することに対して、不法占有者の急増、土地の買占めや土地価格の高騰等負の社会影響を及ぼす可能性があることから相手国政府が難色を示すケースがある。 <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 新 JICA は、主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行なわれた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する。 ・ (JJ) 現状、JBIC の環境レビューにおいて、地域住民等のステークホルダーとの協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域住民からのヒアリング等を通じて確認している。協議の適切な実施が確認できない場合には、追加協議の開催等を働きかけている。 ・ <u>(一般) 言論の自由、集会の自由及び知る権利が実質的に保障されていることが確認されなければならない。</u>
<p>[JICAは協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて相手国政府と協議し合意する。](JICA2.2.2)</p>	<p>③ 初期段階でのステークホルダー協議を行うための枠組み合意</p> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 事前調査等協力事業の初期段階においてガイドライン記載事項以上の具体的な枠組みに合意することは現実的でない面がある。
<p>12. 配慮項目</p>	<p>① 項目</p> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。

<p>「モニタリングを行う項目：(中略)自然環境：生態系、貴重種に対する影響、対策等」(JBIC第2部6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界銀行、ADB は、影響項目をあまり個別具体的には示していない。 ・ <u>(一般) プロジェクトに伴う労働状況(労働における基本原則及び権利の保障)を確認すべき。</u> <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(一般)自然環境のモニタリングは、貴重種に対する影響のみに限られている。ミレニアムエコシステムアセスメント(2005年)で使われたフレームワークを、このモニタリング項目を決定する際のガイドとして使用することを提案。</u> ・ <u>(JJ) 現行JBICガイドラインには貴重種のみが記されているが、準絶滅危惧種等の希少種への影響、対策も確認している。</u>
<p>「環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む。)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症を含む。」(JICA 2.3.1)</p> <p>「環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む。)(以下略)を含む」(JICA</p>	<p>②地球温暖化への配慮</p> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインには、環境社会配慮の項目として「地球温暖化」が明示されているが、現行 JBIC ガイドラインには明示されていない。 ・ 我が国の EIA の対象項目としても明示されている。 ・ 世界銀行は考慮すべき地球規模の環境影響として気候変動を明示している。ADB は現行政策では言及していない。EBRD は新政策案において、年間 10 万トン以上の CO₂ を排出する事業の定量化、モニタリングを求めている。 <p>③予測・評価が困難であると思われる項目</p> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 以下の項目については予測、評価の困難性、または他の影響項目でカバーされると考えられることから、具体的な調査計画の策定や調査の実施に関し困難な面が見られた。 <ul style="list-style-type: none"> a) 非自発的住民移転以外の人口移動、b) 雇用や生計手段以外の地域経済、c) 土地利用や地域資源利用、d) 社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、e) 既存の社会インフラや社会サー

<p>11.2.3) 「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、(中略)、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」(JBIC 第2部1.)</p>	<p>ビス、f) 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、g) 地域における利害の対立</p>
<p>「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。」(JICA 2.3.2)</p>	<p>④派生的・二次的・累積的な影響 (JICA) ・(JJ) 派生的・二次的・累積的な影響は曖昧な検討にならざるを得ない。特にライフサイクルにわたる影響については、予測・評価は困難な面が多い。</p>
<p>13. 非自発的住民移転 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。」(JBIC 第2部1.)</p>	<p>① 再取得価格による補償 (JBIC) ・(NGO) 被影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」が補償されるべき。当該国の法制制度上完全な再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として合意され、融資契約等に盛り込まれるべき。 ・(NGO) 「完全な再取得価格」算定のために市場価格調査が実施されているべきである。 ・(JJ) 現状では、JBIC ガイドラインの環境レビューで、左記の規定に基づき、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられることを、世界銀行の OP 4.12 Annex A 等を参照しつつ確認を行っており、住民移転計画等の内容が国際機関等の基準と比較して大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> • (JJ) 当該国の法令や基準の遵守確認、必要に応じ改善のための働きかけ、と言う基本的な姿勢を超えて、完全な再取得価格による補償を二国間機関である新 JICA が義務付けることは適当か。当該国の(新 JICA が関与しない)他事業と補償水準が異なることに問題はないか。 • (JJ) 「再取得価格」の算定に当たっては「市場価格」の確認が前提となるが、途上国においては近隣の土地の市場取引が少ない等の理由で「市場価格」の確認が困難な場合も予想され、新 JICA による「再取得価格」の妥当性の確認は容易ではないのではないか。 • 世界銀行・ADB の現行政策、EBRD の新政策案では、再取得価格による補償を要件としている。 • 二国間機関である KfW や AFD には再取得価格に係る規定はない。
<p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。」(JBIC 第 2 部 1.)</p>	<p>②事前の補償 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (NGO) 十分な補償及び支援策が、移転前に与えられなければならない。 • (JJ) 生計回復支援策等、移転後に提供されるべき支援策もあるので、補償及び支援を画一的に「移転前」とすることが適当か。 • 世界銀行、ADB 等は、移転前の補償支払いを要件としている。 • 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。
<p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」(JBIC 第 2 部 1.)</p>	<p>③移転・補償合意文書 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (NGO) 移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていなくてはならない。 • (JJ) 個別補償内容に関する合意については、JBIC が全ての個別合意の内容や合意書の配布状況を把握することは非現実的で困難であることから、相手国政府等からの情報を基に適切な過程を経て住民の合意に到達したかどうかを確認している。対象者すべてによる内容の理解、合意書の入手状況の確認は実効性があるか。また、そもそも合意を義務付けることは適当か。 • 日本を含む多くの国において、対象者から合意が得られない場合の土地収用の法令・手続きが定

	<p>められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界銀行、ADB 等はこのような規定を有しておらず、対象者全員からの合意取得も義務付けていない。 二国間機関である KfW や AFD にも関連する規定はない。
<p>「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等が提出されなければならない」(JBIC 第 1 部 4. (3))</p>	<p>④住民移転計画 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> (NGO) 住民移転計画が策定されなければならない(含むべき内容は別添2のとおり)。 (JJ) 住民移転に係る基本計画等の作成・提出は左記のとおり現行JBICガイドラインでも義務付けている。<u>基本計画が含むべき内容については明示していないが、国際機関の規定を参照し確認を行っている。</u> 世界銀行、ADBは、住民移転計画、住民移転フレームワークが含むべき内容を明示している。世銀のOP4. 12とNGO提案の内容との比較については別添2のとおり。 二国間機関であるKfWやAFDには関連する規定はない。
<p>「プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」(JBIC 第 2 部 1.)</p> <p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々</p>	<p>⑤情報公開と協議 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> (NGO) 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、以下の要件が満たされていなければならない。 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについては、住民移転計画のドラフトが公開され、影響を受ける地域住民との協議が行われていなければならない。 特に、住民移転に関する重要な情報（事業概要、補償に係る基本方針、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート、補償以外の手当、代替地に関する情報、生計回復計画、住民との協議の計画、苦情申立て・紛争解決の手続）については、住民移転計画のドラフトの段階で、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。書面による理解が困難な場合には、他のコミュニケーシ

やコミュニティの適切な参加が促進されていない。』(JBIC 第2部1.)

- ヨンの方法が用いられなければならない。
- ・ 住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内容の変更を経て変更された版は公開されなければならない。また、これらの版に基づき、住民移転に関する重要な情報について、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない。新 JICA は、融資契約など法的合意を通じて、これら文書の公開・配布を確保すべきである。
 - ・ (JJ) 被影響住民との協議については、現状、左記の規定に基づき、協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域住民からのヒアリング等を通じて確認している。また、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じ、住民移転の計画・実施状況について確認を行い、適切な対応を求めている。
 - ・ (JJ) 環境社会配慮はプロジェクト実施主体者である相手国政府等の責任であり、資金協力においては新 JICA はそれを確認する立場。従って、住民移転に係る情報公開は、相手国政府等が当該国法令等に則して行うものと理解している。
 - ・ (JJ) 住民移転計画については、法制度上義務付けられていない途上国が少なくないことに留意。当該国の法令や基準の遵守確認、必要に応じ改善のための働きかけ、と言う基本的な姿勢を超えて、詳細な規定を義務付けることは適当か。
 - ・ 世界銀行は、住民移転計画について協議を義務付け、住民移転計画のドラフトと最終版を、移転住民及び現地 NGO が理解可能な様式、方法、言語で、借入人及び世界銀行が公開するとしている。ADB は、住民移転計画について影響住民との協議に基づく作成を要件とし、住民移転計画のドラフト、最終版、及び詳細設計やプロジェクト内容変更後の改訂版の公開を義務付けている。ただし、「世帯毎の配布」については言及していない。
 - ・ 二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。

<p>(現行規定なし)</p>	<p>⑥苦情処理メカニズム (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。 ・ (JJ) 現状、JBIC では大規模非自発的住民移転が発生するカテゴリ A 案件については、原則として環境レビュー時に苦情処理メカニズムの確認を行っている。 ・ 世界銀行、ADB では、苦情申立手続きの設置が義務付けられている。 ・ 二国間機関である KfW や AFD には関連する規定はない。
<p>14. 先住民族</p> <p>「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」</p> <p>(JBIC 第2部1.)</p>	<p>①依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族の権利に関する国連宣言 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) および IL0169 号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式および文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域および資源に対する先住民族の権利が認知されるべき。 ・ (JJ) 2007年9月に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」は法的拘束力を有するものではなく、また IL0169 号条約についても、批准国においてのみ効力を有するもの。個別の宣言や条約を言及しない現行の書き振りで不都合が生じているか。 ・ IL0169 号条約の批准国は、2008年3月現在 19ヶ国。 ・ 国際機関、二国間機関とも、上述の国連宣言、IL0169 号条約を明示していない。
<p>「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿っ</p>	<p>②自由で事前の十分な情報を得た上での合意 (JBIC)</p>

<p>て、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」 (JBIC 第2部1.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 先住民族の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族自身の代表的な機構を通じ、自由で事前の、十分な情報を得た上での合意 (Free, Prior and Informed Consent : FPIC) が得られなければならない。 ・ (JJ) 現状、JBIC 現行ガイドラインの左記の規定に基づき確認を行っている。上述のとおり、FPIC の規定は法的拘束力を有しない国連宣言で言及されており、対応は国によって異なっている。 ・ 世界銀行では、自由で事前の十分な情報を伝える住民協議 (free, prior, informed consultation) の実施及び広範なコミュニティのサポート (broad community support) の取得を借入人等に求めている。ADB は現行政策では FPIC に言及していない。 ・ 二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。
<p>「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」(JBIC 第2部1.)</p> <p>「負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価する」(JBIC 第1部4.(3))</p> <p>「地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」(JBIC 第2部2.)</p>	<p>③先住民族への配慮に関する計画 (JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民族が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画 (先住民族への配慮に関する計画) を作成、文書化しなければならない。また、この計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたうえで、先住民族との協議が行なわれなければならない。当該協議の記録は先住民族への配慮に関する計画に添付されなければならない。 ・ (JJ) 左記の JBIC ガイドライン規定に基づき、先住民族に対する影響についても回避、最小化等のための方策の評価を行っている。また、環境アセスメントが作成される場合、先住民族に対する影響があれば、先住民族が理解可能な言語と様式による書面が作成されることになる。 ・ 世界銀行、ADB (ADB) では、先住民族(開発)計画書が、ドラフト段階から公開された上で協議が行われ、策定されることが要件となっている。 ・ 二国間援助機関である KfW や AFD には関連する規定はない。
<p>15. 人権への配慮</p>	

<p>「JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。」(JICA 2.7.2)</p>	<p>①協力事業における人権への配慮 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (JJ) 人権基準の尊重、人権の状況の把握という点について、協力事業を実施する際に具体的に何を行うのか分かりにくい。また、人権の状況とプロジェクトの関係は把握しにくいことから、人権全体として扱うのは難しい面がある。先住民族、ジェンダー、こどもの権利等に係る影響については、各協力事業において個別に検討することは可能である。 • <u>(一般) 相手国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況を把握すべき。</u>
<p>16. 審査諮問機関</p> <p>「JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。」(JICA 2.4.1)</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第2部1.)</p>	<p>①審査諮問機関の設置 (共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (NGO) 有償資金協力業務についても、常設の第三者機関による助言を得るべき。 • (JJ) 現行の JICA ガイドラインには規定があるが、JBIC ガイドラインには規定がない。 • (JJ) 技術協力事業の実施には新 JICA が直接関わるが、資金協力事業の実施主体は相手国政府等であるという違いに留意。 • 有償資金協力を行っている他の援助機関、具体的には、世界銀行や ADB 等の国際機関、二国間援助機関である KfW や AFD は、いずれも、外部の有識者からなる常設の審査会(及び同等の組織)を有していない。世界銀行は、環境面で慎重な配慮が必要な案件については借入人に諮問パネル(advisory panel)設置を求めている。
<p>「審査諮問機関は、カテゴリA案件とカテゴリB案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。」(JICA 2.4.2)</p>	<p>②審査諮問機関の機能 (JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> • (堀田委員) 現在 JICA には環境社会配慮審査会をはじめとする各種審査・諮問機関が設置されているが、統合後におけるこれらの機関の位置づけと実質的運営はどうあるべきか。環境社会配慮において、策定すべき計画の審査と、実施すべき施策のモニタリングがどのように行われるべきか。既設機関に課題はないのか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 専門的知見を得る機能と外部からの意見を聞く機能は合わせてもつのがよいか、別がよいか。 ・ (JJ) 支援の是非についても助言の範囲とすべきか。 ・ (JJ) 助言を得るのに、どのような形式が適当か。
<p>17. 意思決定</p> <p>「JBICは、環境レビュー結果を、融資等の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。」(JBIC第1部6)</p>	<p>① 環境レビュー結果の意思決定への反映</p> <p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (一般)適切な環境配慮がなされない場合に、融資を実施するかしないかの判断を新JICAが行うプロセスを明確にすることを提案。又、判断した理由を公開することも提案。 ・ (JJ) JBICの環境レビュー結果は、全案件既に公表しており、環境社会配慮確認に係る本行の判断が記されている。
<p>「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。」(JICA 2.8.3)</p>	<p>②JICAによる意思決定</p> <p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 開発ニーズの把握が適切か否かは環境社会配慮面のみから必ずしも判断されるものではない。また、「事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合」は、想定することが難しい。
<p>18. 異議申立制度</p> <p>(ガイドラインには規定なし)</p>	<p>(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NGO) 各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立てが可能な期間を公開すべき

<p>「円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、(中略)貸出が終了するまでの期間に可能である」(JBIC 異議申立手続要綱 IV.3)</p>	<p>である。(個別案件の異議申立が可能期間がわからない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(一般)申立人の要件として、代理を広く認めるべき。</u> ・ <u>(JJ)新ガイドラインの不遵守に係る異議申立の期間については、スキーム毎の手続きの違いも踏まえて検討することが必要。</u>
<p>19. 環境社会配慮ガイドラインに基づく活動の記録</p>	<p>(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (JJ) 環境社会配慮ガイドラインにも基づく活動の記録は調査報告書だけでは必ずしも十分残されていない場合があり、今後記録方法の改善につき検討する必要がある。
<p>20. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(一般)実際の運用にあたって、新JICAの環境及び社会面の専門家の数が限られており、ガイドラインの解釈によって、実際の適用状況が影響を受ける。ガイドラインの解釈及び適用にあたって、NGO(WWF)が新JICAと協力していくという可能性を模索することを提案。</u> ・ <u>(JJ)配分可能なリソース(人員等)を踏まえた上で、適切な運用方法につき検討したい。</u> ・ <u>(一般)プロジェクトが生み出す収益の悪影響を確認する必要がある。</u> ・ <u>(一般)地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにすべき。</u> ・ <u>(一般)紛争地におけるプロジェクトへの援助については、慎重に検討すべき。</u> ・ <u>(一般)汚職・腐敗を防止するよう、適切な措置を講じるべき。</u>

ADB: アジア開発銀行

EBRD: 欧州復興開発銀行

AFD: フランス開発庁

KfW: ドイツ復興金融公庫

以 上

「影響を及ぼしやすいセクターの例示」比較表

JICA ガイドライン	JBIC ガイドライン
(1) 鉱業開発	(1) 鉱山
(2) 工業開発	(2) 石油・天然ガス開発 (3) パイプライン (4) 鉄鋼業（大型炉を含むもの） (5) 非鉄金属精錬 (6) 石油化学（原料製造。コンビナートを含む） (7) 石油精製 (8) 石油・ガス・化学物質ターミナル (9) 紙、パルプ (10) 有害・有毒物質製造・輸送（国際条約等に規定されているもの）
(3) 火力発電（地熱含む）	(11) 火力発電
(4) 水力発電、ダム、貯水池	(12) 水力発電、ダム、貯水池
(5) 河川・砂防	
(6) 送変電・配電	(13) 送変電・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの）
(7) 道路、鉄道、橋梁	(14) 道路、鉄道、橋梁
(8) 空港	(15) 空港
(9) 港湾	(16) 港湾
(10) 上水道、下水・廃水処理	(17) 下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの）
(11) 廃棄物処理・処分	(18) 廃棄物処理・処分
(12) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）	(19) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）
(13) 林業	(20) 林業、植林
(14) 水産業	
(15) 観光	(21) 観光（ホテル建設等）

住民移転計画の項目比較表

NGO提言 9. 4	世銀Operation Policy4.12-Annex A
事業概要	3. 事業概要
住民移転に係る基本方針及び法制度	5. 移転プログラムの主目的 7. 法的枠組み（小項目略）
影響の規模・内容	4. 想定される影響 (a) 住民移転を生じる要因 (b) 上記要因の影響範囲
社会的に脆弱な被影響住民の規模とその内容 被影響住民の社会経済的状況に関する調査結果	6. 社会経済調査 (a) センサス調査 (i) 当該土地の占有状況、流入者の除外確認 (ii) 生計、生活、家屋、等の状況 (iii) 喪失額の想定規模 (iv) 社会的に脆弱な被影響住民に関する情報 (v) 移転対象者の生計・生活レベルのupdate情報 (b) その他調査 (i) 土地所有・移転システム (ii) 地域内の相互影響関係 (iii) 影響を受ける社会インフラ・公共サービス (iv) 地域社会の社会的・文化的様態
非自発的住民移転による影響を最小化するような代替案の検討	4. 想定される影響 (c) 移転を最小化する代替案 (d) 移転を最小化する案件実施中のメカニズム
<u>市場価格調査に係る計画</u>	
補償に係る基本方針、法制度、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート	9. 補償受給対象者の適格性(カット・オフ・デート含む) 10. 喪失額の評価及び補償の方法 11. 移転及び補償策
補償以外の手当て	13. 移転先での住宅、社会インフラ・公共サービス

代替地、代替農地が用意される場合は、その確保状況、整備計画。 <u>用意されない場合は、その理由</u>	12. 移転先の選定、準備、移転 (a) 移転先準備の手配 (b) 移転地の買占め、流入の防止策 (c) 移転のスケジュール等 (d) 移転者への土地所有・移転の法的手配
生計維持・向上のための施策（生計回復計画）	11. 移転及び補償策
実施体制・スケジュール	18. 実施体制（移転実施組織の責務） 19. 移転に係る全体実施スケジュール 8. 制度的枠組み (a) 移転の核となる組織及びNGO (b) 上記組織及びNGOの能力 (c) 上記能力強化の手段
住民説明・協議及び公開： 現在までの状況、 主たる意見とその対応、 今後の計画	15. 移転者及び地域の参加 (a) 設計実施段階の移転者及び地域の参加する協議 (b) 主たる意見とその対応 (c) 移転者による代替案含む移転先選定のレビュー (d) 社会的に脆弱な被影響住民への配慮を含めた移転住民から実施者への意思疎通の組織的整備
モニタリング手法、項目・指標、期間、頻度、実施体制	21. モニタリング及び評価
被影響住民がアクセスできる苦情申立て・紛争解決の手續	17. 被影響住民がアクセスできる苦情申立て・紛争解決手續
予算	20. 費用及び予算
<u>被影響住民との協議記録</u>	
	14. 移転に係る環境影響及び緩和策
	16. 移転先の既存住民への配慮

注) 下線の項目は、NGO 提言には含まれるが世銀 Annex には含まれないもの。